

東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領（平成13年6月5日決定）

第1 趣旨

この要領は、東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開

会議は、これを公開する。ただし、委員の過半数により会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

第3 会議開催の事前公表

会議の開催は、必要と認める場合には事前公表するものとする。

第4 傍聴の対象者

- 1 会議を傍聴することができる者は、東村山市に在住又は在勤する者とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長又は部会長の許可を受けなければならない。

第5 傍聴人の員数

傍聴人の員数は、10人以内とする。ただし、会長又は部会長が必要と認めるときは、これを制限することができる。

東村山市保健福祉協議会及び各専門部会の会議公開に関する取扱要領（改正案）

第1 趣旨

この要領は、東村山市保健福祉協議会及び各専門部会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開

- 1 会議は、これを公開とする。
- 2 会議の全部又は一部は、出席委員の過半数によりこれを非公開とすることができる。ただし、その場合には理由を明らかにしなければならない。

当市の指針で公表が基本となったため、第3は削除し第2にまとめた。

第3 傍聴人

会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長又は部会長の許可を受けなければならない。

当市の方針で総合計画も市民参加型で進めており、どなたも傍聴可能としたオープンな会議とするため「市内在住等」を削除

第4 傍聴人の定員

傍聴人の定員は10人以内とする。ただし、会議場の状況等を勘案して10人を超えての傍聴が可能であると会長又は部会長が認めるときは、この限りでない。

議題の内容等を勘案して、場合により広い会場で開催

現在の取扱要領

第6 傍聴人の受付等

- 1 傍聴を希望する者は、受付において自己の住所・氏名を明記し、係員の指示に従って着席しなければならない。
- 2 傍聴希望者が10人を超えるときは、先着順とする。

第7 傍聴することができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長又は部会長の許可を受けた者を除く。）
- (6) 酒気を帯びている者
- (7) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

改正案

第5 傍聴人の受付等

- 1 傍聴を希望する者は、受付において自己の氏名を明記し、係員の指示に従って着席しなければならない。
- 2 傍聴を希望する者は先着順により傍聴できるものとする。

第6 傍聴することができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他、会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

要件について一定の整理を行い、簡素化した。

現在の取扱要領

第8 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の障害となる行為をしないこと。

第9 傍聴人の退場

傍聴人が第8の規定に違反していると認められる場合は、会長及び部会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

第10 適用

この要領は、平成13年6月6日から適用する。

改正案

第7 傍聴人の遵守事項

1 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - (3) 会議場において写真撮影、録画及び録音をしないこと。
 - (4) 会議場において携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
 - (5) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨害となる行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、傍聴により知り得た発言委員氏名をインターネットや広報誌等で公表してはならない。

第8 傍聴人の退場

傍聴人が第7第1項の規定に違反していると認められる場合は、会長又は部会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成22年〇〇月〇〇日から施行する。